

## 善通寺市物価高騰対策支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、物価高騰に直面し経常的な支出が増加する事業所が、経費の増加分を公定価格等により利用者に転嫁できない中であっても、質の高い医療、福祉、介護サービス等を安定的かつ継続的に提供できるよう支援するため、市長が予算の範囲内で善通寺市物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 令和8年4月1日（以下「基準日」という。）時点において、善通寺市内において、別表中欄に掲げる施設区分のいずれかを運営する者（以下「事業者」という。）であること。ただし、国又は地方公共団体を除く。
- (2) 第4条の規定による申請の日まで引き続き事業を継続している事業者であること。ただし、運営している事業所の一部を休止している事業者を除く。
- (3) 交付された支援金を、対象となる事業所の運営費に全額充当し、令和9年3月31日まで事業を継続することができる事業者であること。

### (支援金の額等)

第3条 支援金の額は、別表中欄に掲げる施設区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額とする。

2 支援金の交付は、1施設等につき1回限りとする。

### (交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、善通寺市物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、誓約書（第2号様式）を添えて、令和8年7月31日までに市長へ提出しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する申請書及び誓約書（以下「申請書等」という。）の提出に代えて、市長が指定する電磁的方法により、支援金の交付を申請することができる。

### (支援金の交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、善通寺市物価高騰対策支援金交付決定通知書（第3号様式）によ

り申請者に通知し、支援金を口座振込により交付するものとする。

(申請の取下)

第6条 市長が申請書等の提出を受けた後、申請書等の不備があり、市長が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支援金を交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

2 市長が交付決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、市長が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支援金を交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けた場合は、第5条の規定による支援金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を当該申請者に命じるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第2条及び第3条関係)

種別	施設区分	支給単価 (1施設当たり)
医療施設等	病院 (※1)	720,000円 + 12,500円 × 病床数 (※6)
	有床診療所 (医科) (※2)	360,000円 + 7,500円 × 病床数 (※6)
	無床診療所 (医科・歯科) (※2)	180,000円
	薬局 (※3)、施術所 (※4) 又は歯科技工所 (※5)	50,000円

障害福祉施設等 (※7)	(入所系) 施設入所支援若しくは短期入所を行う事業所又は障害児入所施設	360,000 円
	(居住系) 共同生活援助を行う事業所	180,000 円
	(通所系) 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは就労定着支援を行う事業所、地域活動支援センターを行う事業所又は児童発達支援センター若しくは障害児通所支援事業所（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）	120,000 円
	(訪問・相談系) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、計画相談支援、地域移行支援若しくは地域定着支援を行う事業所又は障害児通所支援事業所（居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援を行うものに限る。）若しくは障害児相談支援事業所	100,000 円
児童福祉施設等	私立幼稚園（※8）、私立保育所（※9）、認定こども園（※10）、地域型保育事業所（※11）、企業主導型保育事業所（※12）又は放課後児童クラブ（※13）	120,000 円
	子ども食堂（※14）	50,000 円
介護保険事業所等 (※15)	(入所系) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム	360,000 円
	(居住系) 地域密着型認知症対応型共同生活介護	180,000 円
	(通所系) 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、地域密着型認知症通所介護、地域密着型小規模多機能型居宅介護	120,000 円
	(訪問・相談系) 居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護看護、福祉用具貸与	100,000 円

注

※1 病院とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保健医療機関」という。）である病院をいう。

※2 診療所とは、医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、保険医療機関で

ある診療所をいう。

※3 薬局とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局のうち、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局をいう。

※4 施術所とは、次のア又はイに掲げる者のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に医療保険各法に規定する療養費の対象となる施術実績がある施術所又は施術者をいう。

ただし、同じ住所地（建物内）において、施術室を分けることなく、次のア及びイのいずれにも該当する者として業を行っている施術所は、次のア又はイのいずれかの施術所とみなす。

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項の規定により開設した施術所又は同法第9条の3前段に規定する届出をしている施術者

イ 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定により開設した  
施術所

※5 歯科技工所とは、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第21条第1項の規定に基づき開設届出のなされた歯科技工所のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に歯科診療を行う保険医療機関に医療保険に係る歯科技工物を納品した実績がある歯科技工所をいう。

※6 病床数は、医療法第27条の規定に基づく令和8年4月1日現在の使用許可病床数とする。

※7 障害福祉施設等とは、障害福祉サービス、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援を行う事業所、地域活動支援センターを行う事業所並びに障害児入所施設、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所をいう。

※8 幼稚園とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する施設をいう。

※9 保育所とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する施設をいう。

※10 認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設をいう。

- ※11 地域型保育事業所とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する事業を行う事業所をいう。
- ※12 企業主導型保育事業所とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設の内、同法第6条の3第12項に規定する事業を実施する施設をいう。
- ※13 放課後児童クラブとは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する事業を実施する施設をいう。
- ※14 子ども食堂とは、香川県子どもの未来応援ネットワーク事業において「支援の場」として登録されている施設をいう。
- ※15 介護保険事業所等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービスを行う事業所又は施設及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。